

令和7年度
押出水源No2送水ポンプ更新工事

特記仕様書

伊那市役所水道整備課

目 次

第1章 総 則	1
第2章 押出水源 No2 送水ポンプ更新工事	5

第1章 総則

1. 適用範囲

本特記仕様書（以下仕様書と記す）は、押出水源No2送水ポンプ更新工事に付随する設備工事に適用するものであって、法令等 特別に定めるものの他はすべて仕様書に準拠し、監督員の指示により機器製作に当たらなければならない。また、仕様書に定めていない事項についてはその都度 監督員と協議を行い、決定事項に従う事とする。

2. 工期

契約日 ～ 令和8年3月19日

尚、本工事は週休二日制の対象外とする。

3. 準拠規格，基準

本工事にて準拠すべき規格並びに工事基準は、特に記載しない事項については下記によること。

- (1) J I S（日本工業規格）
- (2) J E C（電機規格調査会標準規格）
- (3) J E M（日本電機工業会標準規格）
- (4) J C S（日本電線工業会規格）
- (5) 電気設備技術基準（通商産業省令）
- (6) 内線規程（電気技術基準調査委員会編）
- (7) J W W A（日本水道協会規格）

4. 諸官庁への手続

本工事の請負人は、関係諸官庁，電力会社，通信会社等に対する一切の手続きを行うと共に、常に密接な連絡を保ち運用開始に支障の無いようにしなければならない。また、これに必要な経費は請負人の負担とする。

5. 変更及び軽微な変更

- (1) 本工事の施工上必要とあれば実施工事図を提出して、監督員の承認を得て変更することが出来る。但し、これは仕様書及び設計図書の範囲内とする。
- (2) 工事施工中に、構造物と機械設備等の関係で起こる設置位置の軽微な変更並びに、配管路の軽微な変更等が生じた場合は、請負金額に増減なく施工すること。

6. 施工

本工事請負人は、仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも施工上当然必要な設備は、請負人の責任において行わねばならない。

7. 提出図面

本工事について請負人は、次の工事関係書類を必要部数提出すること。
尚、これらに要する費用は請負人の負担とする。また、承諾図により市の承認後でなければ製作に着手してはならない。

(1) 承諾図

契約後、速やかに市へ担当技術者を派遣し、仕様書及び図面に基づいて設計製作に関し詳細なる打合せをなすこと。また、技術的な打合せの結果を踏まえ、下記承諾図を必要部数作成し提出すること。

1. 施工図
2. 機器外形図，詳細図，結線図，内部構造図
3. その他、監督員の指示するもの

(2) 決定図

(3) 施工図書（すべてA4版に製本して提出すること）

- | | |
|--------------|------|
| 1. 各種機器取扱説明書 | (1部) |
| 2. 各種機器試験成績表 | (1部) |
| 3. 完成図書 | (1部) |
| 4. その他必要なもの | (1部) |

8. 届出

(1) 現場代理人

請負人は代理人をもって工事管理に当たらせることができる。この場合は現場代理人選任届を提出して市の承認を受けること。但し、現場代理人は請負者の権限を代行する資格を有するものでなければならない。

(2) 主任技術者

請負人は工事主任技術者を選任し書面をもって届け出て、市の承認を受けること。主任技術者と現場代理人は、これを兼務することができる。

9. 試験

本工事は、機器外觀寸法検査及び性能試験等を行い、合格品を搬入し据付並びに試験運転調整を行うものとする。

尚、各試験及び試運転調整に必要な一切の材料・油等は、請負者が負担する。

10. 官庁検査

本工事が完成したら、速やかに検査を受けられるよう手続及び検査の準備を行い監督員立会いの上で所定の検査を受けるものとする。

11. 保証期間

本工事の保証期間は最終竣工検査合格後 1 年とする。但し、照明用電球、管球類は 6 ヶ月とする。また、万一保証期間内に請負人の責任に帰すべき事由による事故が発生した場合には、請負人は無償にて直ちに市の指定する期間内に、改造及び補修又は新品と交換しなければならない。

12. 他工事との取合

本工事に関連する他工事（土木、建築、機械、その他）との取合箇所については、監督員の指示に従い関係業者間にて協議を行い、相互に協力して工事の進捗に努めること。

13. 補修

本工事の施工に当り他の建造物等を損傷した場合は、監督員の指示に従って完全に修復し検査を受け、これに合格しなければならない。

14. 仮設物

- （１）本工事に必要な仮設物（詰所、工作場、材料置場等）は、すべて請負者の負担で準備すること。
- （２）場内に仮設物を設ける場合は事前に監督員の許可を受け、その指示に従って設置すること。
- （３）工事用の水、電力、電話設備等はすべて請負者の負担とする。但し、現場で準備する事が困難な場合は、事前に監督員と協議を行うこと。

15. 試験検査および試運転

試験検査

- （１）機械器具・電気器具・計装品は、必要に応じて製造工場で規定の試験検査を行うこと。但し、電動機については製造者の試験成績表の添付によって試験を省略することができる。
- （２）主要機器については、請負者は事前に立会い検査願いを市に提出し、必要に応じて監督員立会いの工場検査を受けること。

試運転

- (1) 工場試験及び検査に合格したものを現場に持ち込み、据付完了後 実際の運用状態で現場の試運転を行うこと。
- (2) 試験検査及び試運転に要する費用は総て請負者の負担とする。但し、現場における試運転に要する油，電力，水，薬品等は市が負担する。

第2章 押出水源No2送水ポンプ更新工事

1. 概要

本工事は、押出水源のNo2送水ポンプ（設置後20年以上）が、経年劣化の影響で過負荷保護継電器の動作設定値を超える負荷と著しい騒音により、安全に使用する事が出来なくなってしまう為これを更新し、また井戸蓋も既設は铸铁製で発錆が進んでおり赤水等の原因になる恐れがある事から、併せてステンレス製の物へ更新を行い、ライフラインである水道施設の安全管理及び、水道水の安定供給に役立てるものである。

2. 設備機器

1) ステンレス製水中ポンプ	1 台
2) ステンレス製井戸蓋	1 式
3) 水撃現象防止型逆止弁	1 個

3. 機器仕様

1) 深井戸水中ポンプ	
型 式	B M S P 3 6 1 8 B
形 状	水中型渦巻きポンプ
電 源	三相 2 0 0 V 6 0 H z
出 力	1 8 . 5 k w
吐 出 量	5 0 0 L / min - 1 , 6 0 0 L / min
揚 程	8 8 . 1 m - 3 7 . 3 m
始動方式	スター・デルタ始動方式
材 質	ステンレス製 (S U S 3 0 4)
口 径	8 0 A
液 質	清水 (0 ~ 4 0 ℃)
重 量	約 1 2 6 . 0 k g
そ の 他	その他、上記内容と同等の機能を有する物である事。

2) ステンレス製井戸蓋

材 質	ステンレス製 (S U S 3 0 4)
口 径	8 0 A (主管) ・ 1 6 A (枝管 2 箇所)

形 状	外寸：670mm×670mm
仕 様	現場合わせ特注品
そ の 他	その他、上記内容と同等の機能を有する物である事。

3) 水撃現象防止型逆止弁

型 式	SMC－80
形 状	水撃現象防止型
外 装	ナイロン11樹脂粉体塗装
接 続	JIS10k フランジ接続
材 質	FC200（要部：SCS）
口 径	80A
圧 力	使用圧力：0.98Mpa
液 質	清水（0～80℃）
仕 様	バイパス機能付き・シートパッキン：NBR80
そ の 他	その他、上記内容と同等の機能を有する物である事。